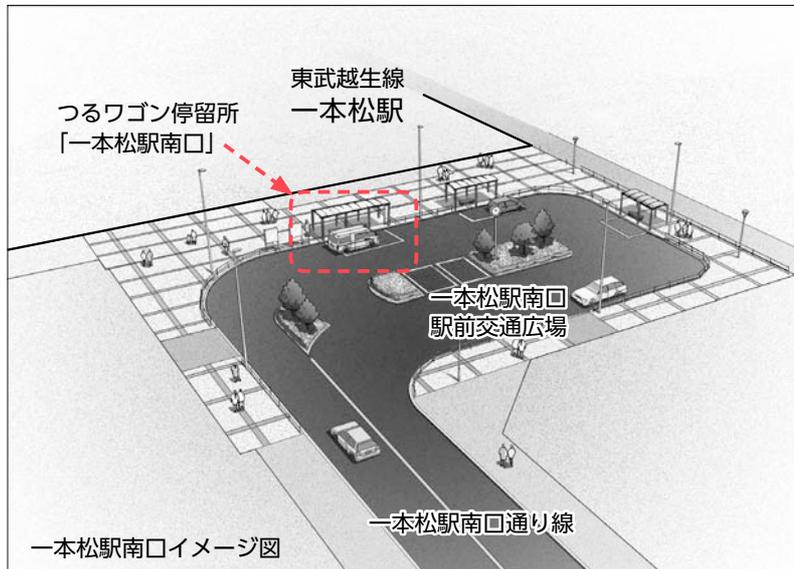


## 一本松駅南口駅前交通広場が完成しました

問合せ先 区画整理課事業担当

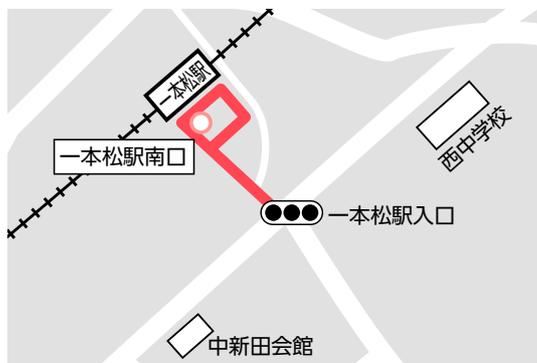


一本松駅南口イメージ図



なお、駅の改札口は従来どおり北側ですが、駅前交通広場につながる都市計画道路一本松駅南口通り線も開通し、駅へのアクセス、歩行者の安全の確保が図られました。

一本松土地地区画整理事業で整備を進めていた一本松駅南口駅前交通広場が完成しました。駅前交通広場は、体の不自由な方などが利用する思いやり乗降場やバス、タクシー乗降場を整備し、これら乗降場には雨除けのシェルター(上屋)を設置しました。誰にでも使いやすいようにバリアフリーにも配慮しています。



開通した一本松駅南口通り線(図中の赤い線)と、新設のつるワゴン停留所「一本松駅南口」(○印)

### 新停留所「一本松駅南口」時刻表

東西線(青)	上新田・若葉駅西口線(オレンジ)	
(鶴ヶ島駅西口～鶴ヶ島市役所～西市民センター)	若葉駅西口方面 (前山団地→若葉駅西口)	前山団地方面 (若葉駅西口→前山団地)
9時45分	9時 5分	9時39分
10時45分	10時 8分	
11時45分	11時28分	11時 7分 55分
	12時13分	12時59分
13時45分		
14時45分	14時15分	14時52分
15時45分	15時12分	15時44分
16時45分	16時12分	16時42分
	17時 3分	17時33分

つるワゴンのルートが一本松駅南口まで延伸します

#### ■つるワゴンの乗り入れ

一本松駅南口駅前交通広場の完成に併せて、「一本松駅南口」停留所を新設し、つるワゴン「東西線」(青)および「上新田・若葉駅西口線」(オレンジ)を乗り入れます(ルートを一部延伸します)。

乗り入れは、4月10日(火)の始発から開始します。

#### ■時刻表の一部が変更

##### 東西線(青)

「高倉高福寺入口」から「蔵の湯」間の各停留所の時刻は、1分前後変更となります。

##### 上新田・若葉駅西口線(オレンジ)

「新町小学校北」から「共栄第二会館南」間の各停留所の時刻は、1分前後変更となります。

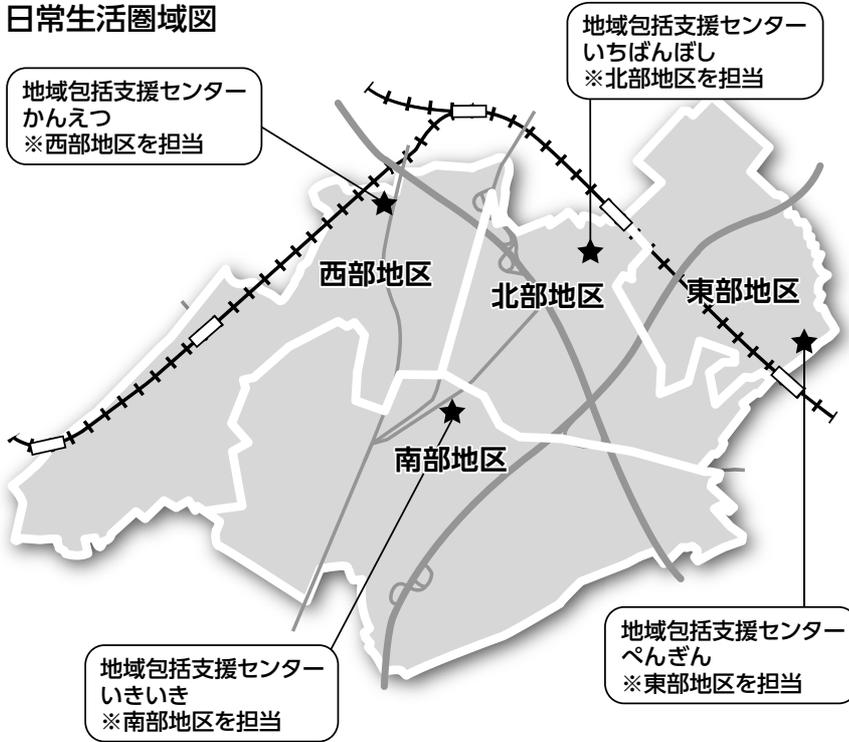
つるバス・つるワゴンの問合せ先  
都市計画課交通政策担当

■お知らせ 4月1日(日)から、つるワゴン「上広谷・坂戸駅南口線」(茶)の運行事業者が、(有)鶴ヶ島交通(☎285・3744)に変更となります。

## 4月から新しい地域包括支援センター「いちばんぼし」を設置しました

問合せ先 高齢者福祉課地域包括ケア推進担当

### 日常生活圏域図



地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように支援する総合相談機関です。介護サービスの利用をお手伝いするほか、高齢者の生活に関する様々な相談にも応じています。

これまで、市内には3か所

の地域包括支援センターがありました。4月に地域包括支援センター「いちばんぼし」を新設し、4か所となりました。

お困りのことや聞いてみたいことがあれば、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

### 主な相談内容

- どのような介護保険サービスがあるのか知りたい。
  - 一人暮らしだがこのごろ家事をするのが大変になってきた。
  - 介護のことで悩みがあるが、誰に相談していいのかわからない。
  - 施設で暮らすための相談をしたい。
  - 自分や家族、近所の人物忘れがひどくなってきた。
  - 足腰が弱くなり、外出の機会が減ってきた。
  - 地域で気楽に参加できる活動を知りたい。
  - 虐待か、それに近いことを見たり聞いたりした。
  - 金銭管理や大事な手続きの判断に自信がない。
- など

### 4か所の地域包括支援センターが担当する日常生活圏域

地域包括支援センター「いちばんぼし」の新設に伴い、高齢者を支援する担当区域として定めている日常生活圏域が、次のとおり変更になりました。

センター名	所在地・電話・ファクシミリ	担当地区名
地域包括支援センター かんえつ	脚折145-1 関越病院南館1階 ☎285・7877 FAX285・7866	脚折の一部(脚折才道木・脚折第一・脚折蔵ノ前・脚折第二・脚折山田自治会区域)、脚折町一・二・三・四・六丁目、下新田、羽折町、中新田、新町、上新田、町屋
地域包括支援センター いちばんぼし	藤金871-3 つるがしま中央交流センター内 ☎279・0777 FAX279・0778	脚折の一部(池の台・共栄西第二・県営鶴ヶ島すねおり団地・星和若葉台・共栄中央第一・共栄ニュータウン自治会区域)、脚折町五丁目、共栄町、藤金、上広谷の一部(上広谷第二・上広谷第三・共栄東・若葉西自治会区域)、鶴ヶ丘
地域包括支援センター ぺんぎん	上広谷5-1 プラザイン上広谷1階 ☎271・5123 FAX271・5125	上広谷の一部(上広谷第一東・上広谷第一西・上広谷第一南・上広谷第一北・旭・上広谷中央自治会区域)、五味ヶ谷、富士見
地域包括支援センター いきいき	三ツ木16-1 鶴ヶ島市役所1階 ☎271・1111 FAX271・1190	高倉、三ツ木、三ツ木新町、柳戸町、三ツ木新田、太田ヶ谷、松ヶ丘、南町

※お住まいの地区を担当する地域包括支援センターがご不明の場合は、お問い合わせください。

## 新たな支援策で産婦人科医院を誘致します

申込・問合せ 保健センター(☎271・2745)

市民が安心して出産し子育てができる環境を整備するため、平成29年4月から「産婦人科医院誘致に係る基本方針」を定め、分娩を取り扱う産婦人科医院を公募しています。

この度、支援内容を見直し、新たな支援策のもとで再度公募を行うこととしました。支援内容などに関心や質問などのある方は、お気軽にお問い合わせください。なお、誘致条件の変更はありません。

### 新たな支援内容

#### 1 施設整備費補助金を交付

産婦人科医院の開設に必要な施設整備に係る経費の1/2(上限5000万円)を補助します。対象経費は、産婦人科医院開設に直接必要な土地購入費、建物購入費、建物建設費、工作物の取得費および建物改修費となります。

#### 2 その他

鶴ヶ島版ネウボラ(母子保健事業、子育て支援事業)と連携した事業を実施する場合、協議により支援を行います。

#### 誘致条件

①市内に分娩のできる入院施設

設を有する産婦人科医院を開設する医師または医療法人であること

②産婦人科または産科の臨床経験を5年以上有すること

③産婦人科医院を開設後、継続して10年以上分娩を取り扱う産科医療を行う見込みがあること

④鶴ヶ島市の母子保健事業、子育て支援事業と連携した取組を行うこと

⑤地域医療活動を行うこと

#### 募集期間

5月7日(月)～7月31日(火)

#### 公募要領の配布

4月2日(月)～



## 市有地を公売(売却)します

問合せ 資産管理課財産管理担当

## 春の全国交通安全運動を実施します

問合せ 安心安全推進課交通安全・防犯担当

新生活の始まる季節は何かと慌ただしいだけでなく、不安や心配事も多くなります。運転しているときや道を歩いているとき、ついぼんやりしてしまったその一瞬の間に、悲惨な交通事故は発生します。信号や標識を見落とすことなく交通ルールをきちんと守ること、そして交通量の少ない道であっても安全確認を怠らないことを心掛けてください。

横断歩道や交差点などでは、歩行者が優先です。ドライバ―は、心にゆとりを持った思いやりのある運転を心掛けましょう。

また、歩行者の無理な横断も大きな事故に繋がります。道路を渡るときは、横断歩道で車が確実に停止したのを確認してから渡るようにしましょう。

#### 実施期間

4月6日(金)～15日(日)

#### 運動重点

鶴ヶ島市 ぼんやり運転の防止  
 埼玉県 子供と高齢者の歩行中の交通事故防止

#### 街頭指導

日時 4月7日(土)10時～

場所 運動公園(第34回桜まつり会場内)

985㎡

※詳細については、お問い合わせください。

**申込み** 一般競争入札参加申込書に必要書類を添えて申し込んでください。

※売却案内(入札の手引き)および申込書類は、資産管理課で配布します。

**受付期間** 4月9日(月)～13日(金)

**受付時間** 9時～17時

**受付場所** 資産管理課

**入札日** 4月19日(木)

**公売物件** 下新田140-1



## 国民健康保険の加入・喪失の届出はお早めに

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国保に加入するとき、やめるときは、14日以内に届出をお願いします。

### 加入の届出

国保の資格取得日は他の保険の資格を喪失した日です。届出が遅れると国保税も遡って納付することになります。

### 届出に必要なもの

- ①職場の健康保険を喪失した証明書
- ②個人番号カード、または通知カード(個人番号が確認できるもの、国保加入者全員分)
- ③運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真真付の証明書)

近年、医療保険の加入手続きを怠っていない「無保険者」が増加していると言われています。病気やケガに備えるためにも国保の加入手続きを必ず行ってください。

### 喪失の届出

国保の資格喪失日は他の保険に加入した日です。届出がされないとい国保税が課税されそのままになります。また、他の保険に加入した後、国保の保険証で受診した場合、国保で負担した医療費を返還して

いただくこととなります。

### 届出に必要なもの

- ①国保の保険証など交付書類
- ②職場などの保険証
- ③個人番号カード、または通知カード(個人番号が確認できるもの)
- ※①～③ともに国保加入者全員分
- ④運転免許証、旅券など(官公署が発行した顔写真真付の証明書)

### 口座振替キャンペーン

新規に国民健康保険税にかかる口座振替の申込みをされた方に、「つるゴンハンドタオル」をプレゼントしています(数量限定)。

簡単で便利な口座振替をぜひご利用ください。



## 国民健康保険制度が変わります

問合先 保険年金課国民健康保険担当

国保は現在、市町村がそれぞれ保険者となって運営していますが、平成30年度からは、県と市町村が共同保険者となります。

※この制度改正により国保被保険者が行う手続きはありません。

### 県の役割

財政運営の責任主体となり、安定した財政運営や効果的な事業運営の中心的な役割を担います。

### 市の役割

窓口は今ままで変わりません。資格の管理や国保税の賦課・徴収など、加入者の身近な業務の役割を担います。

### 被保険者の資格管理が県単位に

平成30年4月以降は、被保険者の資格単位が都道府県単位となるので、県内の他市町村へ住所異動を行った際に、資格の取得・喪失は生じません。

ただし、異動先の市町村における「適用開始年月日」を記載した保険証を交付しますので、従来どおり異動先の市町村へ届出し、新たな保険証

を受け取る必要があります。

※住所異動がない方の保険証も引き続き使用できます。新様式への変更は9月の一斉更新時に実施予定です。

### 保険税額の算定方法

県が示す標準保険税率を参考に市が保険税率を決定し、課税・徴収を行います。

保険税は従来どおり納税義務者である世帯主が市に納付します。

### 高額療養費の通算方法の変更点

県内の異動であれば、高額療養費の多数該当は通算されるようになります。

ただし、異動前と世帯構成に変更がない場合に限り、入院時食事代などの変更点

### 入院時食事代などの変更点

一般世帯の入院時食事代の負担額が一食360円から460円となります。

また、65歳以上の医療療養病床に入院している被保険者の光熱水費が指定難病の方、老齢福祉年金受給者および境界層該当者を除き1日370円となります。

## 国民年金の「学生納付特例制度」の申請はお済ですか？

申込・問合せ先 保険年金課国民年金担当

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し、保険料を納めることになります。しかし、経済的に保険料を納めることが難しい場合には、保険料の納付が猶予される、「学生納付特例制度」がご利用いただけます。

### 対象者

大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する生徒・学生で、前年の所得が一定額以下の方

### 申請期間

申請時点の2年1か月前の月分まで  
(例)平成30年4月申請の場合は、平成28年3月分まで申請できます。

### 申請に必要なもの

- ①年金手帳
- ②申請年度に有効な学生証(両面コピー可)または在学証明書
- ③印鑑(本人が署名する場合は不要)

④代理の方が手続きするとき  
は、代理の方の身分証明書(運転免許証や健康保険証など)

### 申請の手続き

この制度は、毎年度(学年ごと)に申請が必要です。申請できる期間が定められていますので、希望する方は早めに申請してください。

※日本年金機構から、はがき形式の申請書が届いた方は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での手続きは必要ありません。

### 追納

この制度を申請して承認を受けた期間は、年金を受け取るための資格期間に算入されます。また、猶予された期間の保険料は、10年以内であれば古い期間から順に収めることができます。納めた保険料は、将来受け取る年金額に反映されます。ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

## 子育て世代への「こども救急なんでも相談会」#7119

問合せ先 消防組合消防本部警防課(☎281・3116)

子育て世代の方の救急に関する不安を軽減するため、2月7日に管内公共施設の幼児イベントで「こども救急なんでも相談会」を開催しました。この相談会は実際に子育て中の女性消防職員が始めた新たな事業で、埼玉県が昨年10月から導入した「#7119(家庭での対処方法やすぐに病院などに受診すべきかどうかを看護師の相談員に相談できる取組み)」の普及啓発も行いました。



今後は市内全域の施設で開催する予定です。

## 公務員の方の児童手当

問合せ先 こども支援課子育て支援担当

平成30年4月1日付で公務員となった方、公務員を退職される方、独立行政法人に向される方は、それぞれ手続きが必要になります。必ず4月28日(土)12時までには手続きを行ってください。手続きが遅れ、過払になった場合は、返金していただく必要がありますのでご注意ください。詳細は上記担当にお問い合わせください。

### 鶴ヶ島市での手続きの場合

#### 1 認定請求時

印鑑、受給者本人の健康保険証、受給者名義の口座(銀行名・支店名・口座番号)が分かるもの、マイナンバーが分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)

#### 2 消滅手続き

お持ちいただくものはありません。

### 勤務先での手続きの場合

各勤務先にて確認をお願いします。

## 人権擁護委員を紹介します

問合先 総務人権推進課人権推進担当

市には、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が5人います。

人権擁護委員は、地域の皆さんが人権について関心を持ち、その理解を深めてもらうために様々な啓発活動を行っています。

また、毎日の暮らしの中で起こる人権に関する問題（いじめ、虐待、差別問題など）に関し、法務局や市役所などで人

権相談を行っています。相談は無料で、秘密は厳守します。気軽にご相談ください。

**人権擁護委員**  
 やまなか いくえ  
 山中伊久枝さん、内田広行さん、  
 みやま かつこ  
 宮崎和子さん、関口博行さん、  
 ねきし よしこ  
 根岸芳子さん



## 4月1日から市の組織が変わりました

問合先 政策推進課政策担当

**秘書広報課**  
**秘書担当(3階)**  
**広報広聴担当(4階)**

秘書部門と広報広聴部門を統合し「秘書広報課」を設置しました。

今まで「市政情報課広報広聴担当」が担当していた業務は「秘書広報課広報広聴担当」が担当します。

**政策推進課(4階)**

政策部門と統計部門を統合し「政策推進課」を設置しました。

今まで「市政情報課統計担当」が担当していた業務は「政策推進課統計担当」が担当します。

**情報推進課(4階)**

ICTの推進、市の情報システムの管理、情報セキュリティの強化に積極的に取り組むことを目的に「情報推進課」を設置しました。

**オリンピック・パラリンピックプロジェクトチーム(2階)**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各種業務に、重点的かつ迅速に対応していくため新たなプロジェクトチームを設置しました。

## 監査委員は市の事務をチェックします

問合先 監査委員事務局

### 平成30年度監査実施予定

種類	事務の内容	予定
例月出納検査	会計管理者の行う出納事務が適正に行われているか、検査を実施します。	毎月
定例監査	各課の財務会計事務を中心として、その執行が適正に行われているかを監査します。	9~2月
工事監査	定例監査の一環として、請負契約の金額が原則1000万円以上となる工事の中から監査を実施します。	随時
補助団体などに対する監査	市が財政的援助を行っている団体または市の施設の管理運営を委託している指定管理者に対し、補助金や委託金が適正に使用されているかなどを監査します。	10・11月
決算審査	一般会計および特別会計(国民健康保険特別会計など)の歳入歳出決算について、審査します。	6・7月
基金運用状況審査	決算審査に併せ、定額の資金を運用する基金について、その運用状況を審査します。	6・7月
財政健全化審査	「財政健全化法」に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率)およびその資料が適正に算定されているかを審査します。	8月

監査制度の目的は、市の財務会計事務や事務事業の執行が、公正で合理的かつ効率的に実施されているかを監査、検査および審査することにより、行財政運営の健全性と透明性を確保し、市民福祉の増進と市政への信頼確保に努めることにあります。

監査委員は、地方自治法の規定に基づく必置機関で、その法定数は原則2人と定められています。

監査の種類は、実施計画を定めて行う監査と市民の請求、議会や市長の要求などにより行う監査があります。

※監査結果は、随時、市ホームページへ掲載します。